

(第三種郵便物認可)

東京代協

公的年金セミナー開く

障害年金をテーマに

東京代協は9月16日、「公的保険マスターセミナー 障害年金」をオンラインで開催した。講師



中村氏

はなごみFP・社労士事務所の中村薫氏。生損保の営業経験を持つ同氏は、公的保険と民間保険を熟知する。セミナーでは障害年金の概要や受給要件などの基本的な知識とともに、実際の相談現場で多い誤解や質問、民間保険の活用など、顧客の相談に対応するためのポイントを解説した。

障害年金受給者を傷病別で見ると、精神障害と知的障害が大多数を占めるが、脳血管疾患、中枢神経系疾患、耳の疾患・外傷、糖尿病などの疾患もある。がんや精神疾患の場合は生活や仕事に支障がある場合に受給が可能。受給要件にある「初診日」とは病名が判明した日ではなく不調を感じた最初の診療日のことな

ど、相談現場で多い誤解を紹介し、社会保険の種類と障害年金の位置付け、労災の障害給付との同時受給などについても説明した。最も重要なポイントとして、受給可否の3要件①初診日が確定し初診日に年金制度に加入している②障害認定日(初診日から1年6か月後)に障害等級に該当している③保険料納付要件を満たしている一を解説し、「初診日が非常に重要。初診日が定まらなければ3要件全てが定まらないため、障害年金を受給できない」と強調し、病院名を覚えておくこと、診察券・お薬手帳をとっておくこと、レシーブが助けになることもあると述べ注意喚起した。同氏は「障害年金は社会のセーフティネットではあるが最低限の金額しか受給されない。障害のある子どもやパートナーを持つ家族が抱える将来の生活への不安を、保険のプロの皆さんがサポートできることはある」と述べ、最適な保険で支えてあげてほしいと呼び掛けた。